

〈論 文〉

## ロックとフレッチャーにおける戦争と国家

生 越 利 昭

### I はじめに—グロチウスの自然法論を起点に—

人類はいつの時代もどこかで戦争を繰り返し、多くの悲惨な犠牲を生み出してきた。人類史は戦争の歴史と言ってもよいほどである。現代は、過去の戦争体験を教訓にして、国際平和に向けた大国間の利害調整を重視しているが、逆に大国利害と切断された地域や集団からの反発を引き起こし、その犠牲者と自認する過激派集団による内戦とテロが頻発しており、新たな戦争状態が生み出されている。人類にとって戦争とは何なのか？ 廃絶し得るものなのか？ 永遠の宿命なのか？ この問題は、人類永遠の課題であり、これまで多くの思想家が叡智を結集して取り組んできたにもかかわらず、いまだ解決の道は見えない。

古代において戦争と平和について古典的見解を遺したキケロー（Marcus Tullius Cicero, BC. 106-43）は、「自然の第一原理」としての自己保存原理を主張し、戦争が許される唯一の理由は、自己保存を可能にする「不正のない平和な生活」を守るためであると論じた。しかし、他方で、正当な理由のない不当な戦争を制御するために、自己保存原理とは別の「正しい理性と社会本性」の必要性を説いており、次元の異なる両者の論理的結びつきを証明しないままに終わっている<sup>1)</sup>。

また同様に、万人の友愛を信条とするキリスト教徒が武器を持って戦う現実には、その教義とは矛盾するものである。にもかかわらず、初期キリスト教会の最高教父と目される聖アウグスティヌス（Augustine of Hippo, 354-430）さえ、明らかな不正義に対しては暴力を使うことが許されるとし、人民の安全のために敵の暴力を排除するための防衛戦争や、戦争を仕掛けた相手が不正に取戻したものを取り戻すための攻撃的な報復戦争を容認した<sup>2)</sup>。

このように、戦争は廃絶し得ないという現実認識を前提にして、戦争をいかに制御するかという観点が、その後の戦争観にそのまま継承され、自己保存原理に基づく正当防衛は「正戦」として、また全人類社会の利益のために暴政と隷属状態からの解放を目指す攻撃的戦争は正式戦争として、許容されることになった。

近代において戦争と平和の問題を明確に論じたのは、グロチウス（Hugo Grotius, 1583-1645）の『戦争と平和の法』[1625年]である。ここで彼は、この世界を支配する自然法は、神の意志に基づくけれども、被造物の本性に従うものであり、神によってすら変えられないとして、自然法を宗教から自立させた。すなわち、「神ですら二掛ける二を四でなくすことができないように、神は本

1) Cicero, *De Officiis*, pp. 34-39. 高橋訳 134-5, 148-151 ページ。ここでの「自己保存原理」と「正しい理性（自然法）」の両論併記は、その後も、論理的曖昧さを残したまま、人間は政治的（社会的）存在であるというアリストテレス以来の伝統的人間観に基づいて、正しい理性に制御される限り自己保存は平和裏に実現可能であるとみなされてきた。

2) St. Augustine, *On Free Choice of the Will*, p. 9 (I.5) p. 25 (I.15) 原訳 33, 64-5 ページ。

当に悪であるものを悪でなくすることはできない。』(Grotius [1625] I, i, 10 (5), p. 40. 訳 54 ページ。巻, 章, 節, 項, ページ, 訳書ページの順, 以下同様) グロチウスが「近代自然法の父」と呼ばれる所以である。

グロチウスは、キリスト教精神を思想的基盤に置いていたが、戦争などの現実社会の具体的問題については、理性に基づく自然法の原理を適用し、宗教から切り離れた。これは、当時の戦争のほとんどが宗教戦争であり、戦争当事者双方が神の名において自らの正当性を主張する状況においては、神意を根拠に両者を規制することはできなかったためである。彼は宗教戦争を否定し、戦争は世俗的な対立に起因するとして、行為それ自体ではなく状態を表現する「力により争う者の状態」と定義した (I, i, 2, p. 33. 訳 45 ページ)。

神意法が「悪をもって悪に報いず」として復讐を禁じ、「殺すよりはむしろ殺されよ」というのに対し、グロチウスは「神はそのような極端な形でわれわれを義務付けようとするだろうか」と問い、「それほどの忍従は許されない」として、「理性の常識」としての自然法に訴えて、権利を侵害から防衛する自由 (正当防衛) を容認する (I, iii, 3(1)~3(3), pp. 93-4. 訳 132-3 ページ)。それゆえ、権利を侵害することは許されず、もし侵害がなされたとき被害者は加害者に対して報復する権利があり、その結果「私戦の合法性」が成立する (I, iii, 1, p. 91. 訳 130 ページ)。

この自然法上認められる「私戦」を出発点に、私戦の延長線上に「公戦」が捉えられる。私戦は諸個人間の権利侵害をめぐる争いに起因し、訴訟を調停する裁判が利用不可能なときに限定的に許されるのであり、自己利益を追求する便宜や習慣に基づく国内法の範囲内で処理される。しかし、「公戦」は、正当な権限を持った権威者が行う戦争であり、戦争宣言から始まる一定の方式に従って行われる限り、正式戦争と呼ばれる (I, iii, 4, p. 97. 訳 137 ページ, III, iii, p. 630f. 訳 949 ページ以下)。

このような国際間の戦争と平和の問題を処理するためには、国内法を超えた自然法に依拠しなければならないが、現実的な対応を要する実践的な処理のためには、別に「諸国民の法 *jus gentium*」が必要となる。自然法がア・プリオリな理性の自明性<sup>3)</sup>に根拠を置くのに対し、諸国民の法は、各国の国内法を前提にしつつ、国家間の合意や歴史的慣行に基づく経験的な原理を根拠とする。グロチウスはこの中に、外交使節の特権 (II, xviii, p. 438f. 訳 659 ページ以下)、戦争の中立者との関係 (III, xvii, p. 783f. 訳 1166 ページ以下)、軍紀綱正 (III, xvii, 2 (3), p. 785. 訳 1168 ページ)、略奪禁止 (II, ii, 10, p. 195. 訳 279 ページ) などを含め、当時の戦争の実態に対して一定の規制を加えようとしていた<sup>4)</sup>。結局、グロチウスの課題は、それまで曖昧なままだった戦争の概念を自己保存原理を基盤に明確化し、戦争の正当な原因を明らかにすることによって、不当な戦争に対して歯止めをかけ、さらに戦争遂行の際の一定のルールを定めることであった。

ただしグロチウスは、自然法の根本が「自己保存」に必要な自然物の所有 (私有財産) にあるこ

3) このグロチウスの「人間本性」や「理性」の一方的強調は、先のキケローと同じく、論理的曖昧さを残している。それはプーフENDORF (Samuel Pufendorf, 1632-1694) の「社交性」の強調にも見られ、やがてロックによる批判につながっていく。ボルケナウによれば、「グロチウスが人間の理性に真および善を直接洞察しうる能力を認めたとすれば、この点で彼は近代的というよりはむしろ中世的なのである。」(ボルケナウ [1965] 189 ページ) この論理的矛盾を明確にし、自己保存原理を超える国家設立の必要性を論証したのは、ホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679) であった (大沼 [1987], pp. 119-121, 水田 [1954] 参照)。

4) グロチウスの戦争論の概要については、大沼 [1987] 113-196 ページに多く依拠している。

とを認め、私的所有権に最大の関心を払う近代的国家論の特徴を示していた。そして、私的所有権は「分割によるように明示的な、あるいは先占によるように黙示的な一種の協約によって生じた」(II, ii, 2 (5), p. 189. 訳 272 ページ)と規定し、既得の所有権を追認する論理を展開した。また、この論理の延長上に、海洋はあまりに広大で分割できないがゆえに私有物になり得ないという海洋自由論を展開し(II, ii, 3, pp. 190-1. 訳 232-3 ページおよび『自由海論』1609年<sup>5)</sup>)、当時のオランダ東インド会社が進めた海洋の自由な航行による独占的交易を擁護していた。さらに、荒蕪地に対する万人の所有権という論理を用いて、オランダのアメリカ植民を正当化したのである。それは、原住民に適切に使用されていない土地を所有するために、土着の政治支配者の同意を取り付けるか、それが困難な場合には土地収奪のための国家の戦争権までも容認する論理を展開していた。彼も当時の利害状況に影響されたイデオロギーから自由ではなかったのである<sup>6)</sup>。

グロチウスの戦争と平和に関する考察は、その後批判にさらされつつも、その基本的枠組みは多くの思想家によって継承され利用された。本稿は、グロチウスの自然法的観点を継承しながら平和秩序構築のための近代的国家論を提示したジョン・ロック(John Locke, 1632-1704)、現実の戦争状態の経験を潜り抜けながらシヴィック的伝統に基づく平和構築案を展開したアンドルー・フレッチャー(Andrew Fletcher of Saltoun, 1653-1716)を対比的に考察する。

## II ロックにおける戦争と国家

自己保存と理性の両立を安易に想定するグロチウスの論理的矛盾を突いて、自己保存原理を徹底させ、その帰結としての「万人の万人に対する戦争」を論証したのはホブズ(Thomas Hobbes, 1588-1679)である。彼によって初めて「自然状態」概念が明示され、人間の本质が自己防衛的であり、相互不信による恐怖のために攻撃的となり、必然的に戦争状態に陥ることが明らかにされた。ホブズは、こうした戦争状態から脱却する唯一の道が、神の声ともいべき自然法(理性の法)に導かれた社会契約による国家設立しかないと結論づけた。これは、完全な自由が国家権力への完全な服従に導くという逆転の論理である。しかしながら、ホブズの論理では、国家を超えた国際間の関係は依然として自然状態(戦争状態)にあり、ここから脱却する道は示されないままである<sup>7)</sup>。むしろ、ホブズの自然状態論は、現実の国家間の戦争状態をモデルにしていたと言ってもよい<sup>8)</sup>。ホブズは、人間が根源的に抱える暴力=戦争の問題を直視したリアリストであった

5) この『自由海論』は、グロチウスが書き留めていた手書き原稿(彼自身は『インドについて(De Indis)』と呼んでいたようだが、19世紀になって発見されてから『捕獲法論(De iure praedae)』と呼ばれる)の第12章を、東インド会社の要請を受けて、切り離して出版したものであった。Tuck [1999] p. 81. 邦訳 146 ページ。

6) この側面については、Tuck [1999] pp. 102-108. 邦訳 177-187 ページ。

7) ホブズの論理を使えば、国家間の戦争状態を終結させるには、国際的規模のリヴァイアサンを設立するしかないだろう。この論理に即したサン=ピエール(l'abbé de Saint-Pierre, 1658-1743)の『ヨーロッパ恒久平和論』[1712年]は、当時の国際紛争が、一時的な同盟や勢力均衡によって終結し得ないことを述べ、各主権者を超えた共通政府の設立を展望したものであったが、当時の現実から見れば極めてユートピア的な内容であり、それほど大きな影響力は持たなかったようである。ヒュームやスミスには彼への言及がない。

8) ホブズは、戦争状態が全くの仮説ではなく、現実世界に根拠を持つことを次のように述べている。「アメリカの多くの地方における野蛮人は、自然の情欲に基づいて和合する小家族の統治を除けば、全く統治を持た

が、完全な自由が完全な不自由（権力への服従）をもたらすというディレンマ（ホッブズの秩序問題）を提示したまま、この真の解決の道を示すことはなかった。

ホッブズの自然状態概念を継承しながら、その結論とは全く異なる論理を展開し、ディレンマ解決の道を模索したのがロックである。彼がホッブズを継承したのは、自然状態概念だけでなく、人間を独立した個人として捉え、平等な諸個人間の相互関係を通して社会の問題を考察していくノミナリズムのかつ帰納主義的方法である<sup>9)</sup>。それは、部分より全体を優先する古代的（アリストテレス的）思想からの脱却であり、近代的な人間観への転換を意味し、個々人の相互関係を越えた普遍的社会的性や相互扶助を強調して調和的秩序を描いたプーフェンドルフに対する批判を含むものでもあった<sup>10)</sup>。

## 1 自然状態は平和状態

ロックが戦争と国家の関係について論じている箇所はそれほど多くない。それは、『統治論』（Locke [1690b]）の第二篇（Second Treatise）で、人間の本来の状態である「自然状態」は「平和状態」と規定し、戦争は人間にとって特殊で異常な状態であるという前提に立っていたからであろう。

すなわち、自然状態は、「自己の身体や所有物を処置する無制限な自由」を持つ「完全な自由の状態」かつ「完全に平等な状態」であるが、「放縦の状態 State of License」ではない。そこには、それを支配する「自然法」＝「理性の法」が存在するからである。誰もが自分の理性に尋ねることにより、「だれも他人の生命・健康・自由、あるいは所有物を侵害すべきでない」ことがわかる。これはまた、人間が神の被造物＝神の作品 workmanship であり、「神の最高の命によって主の業をなすために地上に送られた召使」であるから、「神の意のままに生存しているもの」という宗教的裏付けによって保障されている（§6, pp. 270-271, 訳 162 ページ、以下ではセクション番号のみ記す）。

## 2 自然権としての自然法執行権

ロックは、自然法がうまく機能するために、個々人の主体的行動の重要性を強調する。つまり、

---

ず、今日でも私が前に言ったような残忍なやり方で生活している。……しかし、個々の人々がたがいに戦争状態にあったときが決してなかったにしても、それでも、すべての時代に、王たち、および主権者の権威をもった人物は、彼らの独立性のゆえに絶えざる嫉妬のうちにあり、剣闘士の状態と姿勢にあって、互いに彼らの武器を突き付け、目を注いでいる。」（Hobbes [1651] pp. 89-90. 訳 一卷 212-213 ページ）この部分はラテン語版で次のように表現されていた。「カインは、弟のアベルを嫉妬によって殺したではないか。彼を懲らしめる共通の権力がそのとき存在したならば、そういう大罪を犯さなかったのに。今多くの場所で、人はそのようにして生きているのではないか。アメリカ人は、彼らの情欲の類似性だけによって和合が保たれている諸小家族の中で家父長的な法に服従させられているときを除いて、そのように暮らしている。」（訳 一卷 332 ページ）

9) 個体の経験的認識と個人の自立の源泉であるノミナリズムの本質と、ホッブズからスミスまでのノミナリズムの系譜については、水田 [2014] の分析がある。

10) ロックは、プーフェンドルフの著作を手に入れた 1681 年頃から、その議論に疑問を感じ、『統治論』第二篇において批判を展開したと思われる。批判の要点は、プーフェンドルフが自己保存原理よりも社会的性（相互扶助）原理を重視し、個人の自然権よりもそれを統合する社会的合意によってすべてを説明しようとしたところにあった。これについては、Tuck [1999] p. 167f. 邦訳 288 ページ以下を参照。

人間が生まれつき有している社交性（相互扶助精神）に信頼し、それに任せているだけでは自然法がうまく機能する保証はなく、自然法を守るための諸個人の積極的な役割が必要となる。それゆえ、他人の権利を侵害したり相互に危害を加えたりしないために、「自然状態においては、自然法の執行は各人の手に委ねられているのであり、各人は、この法を犯す者を、法の侵害を抑制する程度にまで処罰する権利を持っている。」（§7）そして、「すべての人が犯罪者を処罰する権利を持ち、自然法の執行者になる」というのである。

この執行権は二つの種類、犯罪を抑えるために犯罪者の罪を処罰する権利と、被害者の賠償請求の権利に区分される。ここで明確に、犯罪者は自然法を侵犯することによって、人類を危害と暴力にさらし「人類にとって危険な存在」となったのだから、「すべての人は犯罪者を抑止し、必要に応じて殺してもよい」ことが示される（§8）。これはまた「自然状態においては、すべての人が殺人者を殺す力を持っている」「人の血を流す者は人によって自分の血を流される」という偉大な自然法（§11）とも表現されている。

この自然法執行権に関する説は、グロチウス説の再現ではあるが、ロックは、「これは非常に新奇な学説 a very strange Doctrine だと思ふ人がいるかもしれない」（§9）あるいは「自然状態ではすべての人が自然法を執行する権利を持つというこの新奇な学説」（§13）と述べ、その革新性を強調している<sup>11)</sup>。

### 3 戦争状態と奴隷

自然状態が本来は平和状態であるはずなのに、それが戦争状態に陥る危険があるのは、自然法を犯して他人の権利を侵害する者がいるからである。それゆえ、戦争を引き起こす者は「相手の生命を奪おうとする者」「他人をその絶対的権力の下におこうとする者」「私を奴隷化しようと企てる者」（§16, 17）であって、彼らは自らを戦争状態に陥らせているのである。

したがって、救済者（権威を持った共通の裁判官）がいない自然状態では、自らの権利を守るために、「戦争状態に入った者を殺すことは合法である」（§18）ことになる。「暴力や他の人の身体に対する公然たる暴力的意図があり、しかも地上に救済を訴えるべき共通の上位者がいないとすると、これは戦争状態である。」この場合には「自分で自ら防衛することが許され、戦争の権利、つまり攻撃者を殺す自由が許される。」（§19）

こうして戦争状態がいったん始まると、相互の和解が成立するまで戦争は永遠に続くことになる。すなわち「いったん始まった戦争状態は、攻撃者のほうから平和を申し出、過去の被害を償い、

11) グロチウスも「国法を共有せず、それによって拘束されない者たち」の状態として、「自然状態」を想定し（I, I, 1, (1)）、各人の処罰権も自然的なものとして認めていた。そして「自然の衡平の観点」を根拠に「カインは父殺しの呵責を感じて『およそ我に会う者は我を殺さん』と言った」と表現した（I, ii, 5, (3). 訳 85 ページ）。これは、ロックが §11 で、「カインは、このような犯罪者を殺す権利は誰にもあると信じていたので、その弟を殺した後で、『私に会う者は誰であれ私を殺すだろう』と叫んだ」と書いたのと同じ表現である。Tuck [1993, p. 177] は、この見解はグロチウスの初期作品『インドについて』（『捕獲法論』）で表明され、ロックが読み得た『戦争と平和の法』では明瞭に表明されていなかったと解釈している。しかし、上の表現はロックも読み得たはずだから、ロックはグロチウス説を再現したにすぎないと言える（太田 [2003] 153 ページ）。ここで「新奇な学説と思ふ人」とはプーフェンドルフを指し、グロチウス説の再論によってプーフェンドルフ批判を意図したものと思われる（Tuck [1999] pp. 170-171. 訳 292 ページ）。

罪のない人の将来の安全を保障するという条件で和解を望むまでは、罪のない方がいつでも可能な時に相手を殺す権利とともにずっと続くのである。」(§20)

その際に、戦争敗北者は、戦勝者の判断によって、死の代わりに奴隷状態につながれることを拒否できない。これが正当な奴隷制である。「死に値するような行為によって、誤って自らの生命を放棄した者については、その命を預かった人が(彼を支配下に置いて)しばらくその生命を奪うのを延期したり、自分のために彼を利用したりしてもよい。」「これが、完全な奴隷の状態であって、それは合法的な征服者と捕虜との間に続いている戦争状態に他ならない。」(§23, 24) これはあくまで、不当な戦争を引き起こした者が、敗北した結果奴隷になる場合にのみ当てはまるものであって、その逆のケース、つまり不当な侵害者が戦勝者となり権利侵害をそのまま継続するような場合には、不当な奴隷状態ということになる。この場合には、「被害者は地上に救ってくれる訴え処がないので、ただ天に訴えるという唯一の方法しか残されていない。」(§20) このような専制による不当な奴隷状態を防ぐためにも、地上の裁判官(救済者)たる国家が設立されなければならないのである。

#### 4 「政治社会 political society」ないし「市民社会 civil society」の形成

上のように、自然状態が常に戦争状態に陥る危険性を持っているがゆえに、これを回避するため、政治社会が形成される。つまり、「もし人が自然状態において自由であり、またもし自己の身体と財産の絶対的な主人であり、どれほど偉大な人も平等で誰にも服従していないとするなら、何故この自由を手放そうとするのだろうか。人がこの絶対的支配権を放棄し、他の人の支配と統制に服するのはなぜだろうか。この疑問に対しては、自然状態では人はそのような権利を持っているが、しかしその権利の享受は極めて不確実で絶えず他の人からの侵害にさらされているからだ、と答えればはっきりするだろう。」(§123)

こうして、国家設立による国内平和の実現が図られる。それは、自然状態において各人がもっていた様々な特権を放棄し、国家共同体 Common-wealth に委託する社会契約によってなされる。ここで放棄される特権とは、平等、自由および第一の権力「執行権」と第二の権力「処罰権」を指している(§128-131)。ただし、これらの権力の放棄=委託は、ホッブズのように全面的無条件的なものではなく、自然権のうちの執行権と処罰権に限定されており、人民は政治社会成立後も自然権を保持する主権者であって、国家権力は権利保障のための代理人にすぎない。それゆえ、国家共同体の全権力は、「国民の平和、安全それに公共の福祉という目的にのみ向けられなければならない」のである(§131)。これは、国民との間に結んだ約束であって、国家は、統治目的である国民福祉に相応しい法によって、その権力を制限される。もし権力がこの約束を破り、法によって与えられた権力を超え、臣民に対して不当な専制を振るうならば、抵抗権が認められる(§202)。この抵抗権の行使には、「国民全体の関心」や「国民の良心による確信」が必要とされ、安易で性急な行動は戒められているけれども(§208, 209)、不正で不法な強制力に対する抵抗権そのものを明確に認めた点こそ、ロック統治論の画期的意義であったと言える。

こうした条件の下に、社会契約によって成立した国家は、第一に国内向けの「立法権」と「執行権」を保持し、第二に対外向けの「連合権」を保持している(第12章)。立法権は、社会の保全=各個人の権利保障のために、法を確立することを目的とする最高権力である。ただしそれは、絶対的恣意的なものではなく、公共の福祉に規制され、また公布された恒久的な法によって国民の権利

を明確化する役割を担うものであって、国民の同意なしに（所有権の一部を奪う）税金を課してはならない（§ 135, 136, 138）。さらに、立法府において法が作られると、それは恒常的恒久的な効力を持つので、それを執行する権力が必要となる。それが執行権であって、「権力欲に駆られがちな人間の弱さ」を防ぐためにも、それは立法権とは分離されなければならない（§ 143-4）。立法権と執行権はあくまで国内の保全（公共福祉）のためのものであるが、対外的な関係においては、連合権が別に必要となる。

## 5 国家間の関係＝自然状態（潜在的な戦争状態）

連合権について、ロックは次のように説明している。「国家共同体においては、その成員は……社会の法によって統治されているのだけれども、しかし……人類の他の部分に対しては、なお自然状態におかれているのである。したがって、社会の一員に危害が加えられたら、社会全体がその報復に当たる。このように考えれば、共同体全体は、その外部の他のすべての国家および人々に対しては、自然状態における一つの集団となるのである。」（§ 145）その結果、すべての人が社会に入る以前に生まれながら持っていた権力（自然権のうちの執行権と処罰権）に対応する権力が、再登場することになる。自然状態において各人は自らの自然権によって自己保存するが、国際関係においては国家がその成員の代理として権力を行使して、国家共同体の保全を図ることになる。「そこで、この権力は、国家共同体以外のすべての人々および共同体との、戦争と平和、同盟と条約、その他すべての協定の権力を包括するのであって、したがって連合権と呼んでもよいであろう。」（§ 146）

このようにロックは、国家の内部における平和と対比して、国家を超えた国際間の関係が依然として自然状態にあり、それが常に戦争状態に陥る危険性を持つことを認めていた。このような戦争状態をどのように処理するのか？ 先に見たように、ロックは、自然状態が本来は平和状態であると規定していたから、この論理に立てば、国際間においても、自然法が守られる限り平和が維持されるのが普通であり、戦争は、異常者が暴力によって他国を侵害することから引き起こされる特殊ケースである。それゆえ、戦争状態を処理するには、不当な侵害者を処罰する大きな力が必要であり、それを実行するのが連合権である。連合権は、国内向けの執行権のように実定法によって導かれにくく、権力掌握者が、公共の利益と安全のために、その「慎慮と叡智」を働かせざるを得ない総合的な権力である（§ 147）。そのため、連合権の中には、他国との同盟や条約、さらに不当な侵害に対する攻撃（⇒宣戦判断）なども、総合的に含まれる。

## 6 合法的戦争

本来誰もが自然法に従って自己の権利を守っている限り戦争は起きないはずだが、それを破る異常者が戦争を引き起こす。異常者は、「他人との戦争状態に身をおき、他人の権利を不当に侵害する攻撃者」であって、彼らが引き起こす戦争は「不正な戦争」である。それゆえ、侵害者が戦争に勝利し他を征服したとしても、「不正な戦争によって征服する者が、被征服者の服従と従属を受ける権原 Title を持つことはありえない」のである（§ 176）。

このような不正な戦争に対抗して戦うのが、「合法的戦争」である。合法的戦争によって勝利した者は、征服者として、戦争を引き起こした者に対して絶対的な権限を持つ。すなわち、「正当な戦争において、征服者が被征服者に対して持つ権力は、完全に専制的である。征服者は、戦争状態

に入ることによって自らの生命への権利を放棄した人々に対しては、絶対的な権力を持つ。」(§ 180) この結果、先述のように、征服者が被征服者の生命を奪う代わりに捕虜として利用する場合に、合法的な奴隷制が成立する。

しかしながら、「征服者の権利は、戦争に加担した人々の生命にしか及ばないのであり、その財産に対しては、こうむった損害と戦争の費用を補償させるためにだけ、しかもそれも、罪のない妻子の権利を留保したうえで、認められる。」(§ 182) つまり、被征服者の妻子もまた、被征服者の財産や所有していた所領にあずかる資格があるので、征服者はそれを奪ってはならないということである。

このように、国際間の平和は、本来は自然法に従う限り実現可能のはずだが、現実には、異常者による権利侵害によって戦争が引き起こされるため、自然法とは別に、各国家の連合権による同盟や条約など、契約に基づく「一般的同意」を表す実定法(=「諸国民の法」)が必要となる。これをロックは、初期の『自然法論』において、次のように説明していた。「契約に基づくこのすべての一般的同意は自然法を立証するものではなく、むしろ諸国民の法 *jus gentium* = *law of nations* と呼ぶべきである。それは自然法によって課されたものではなく、共通の便宜によって人間に提示されてきたものである<sup>12)</sup>」。国際間の平和を維持するには、本来は自然法に従うことが基本であるが、絶えず紛争の危険性のある現実の国際関係に目を向ける限り、各国間の同盟や条約によって事態を処理するしかなく、一般的同意の産物である「諸国民の法」に依拠するほかない、これがロックの真意であった。

## 7 常備軍批判

ロックは、戦争実態や軍隊について具体的な発言をすることが少なかったが、ロック関連文書の中に、専制権力批判と連動した常備軍批判が見られる。それは、1675年に匿名で発表された『地方の友人にあてた貴顕の士からの手紙』であり、初代シャーフツベリー伯がロックに口述筆記させたものとされ、公刊直後に文書焚刑処分と執筆者探索命令が出されたいわく付きの政治文書である。それは、ロック自身の直接の意見表明ではないものの、当時のロックの立場を一部代弁しているものと解釈し得る<sup>13)</sup>。そこでは、次のような激しい王権神授説批判とともに、常備軍批判が展開されている(Locke [1997] pp. 360-365. 訳 344-351 ページ)。

すなわち、専制的な教会と国家を企む者は、議会の権力や権限を取り去ろうとし、「これらすべての企みの極め付きとして、常備軍を増大し維持するという主張がなされます。」民兵法(The King's Sole Right over the Militia Act, 1661年)は、「法によって常備軍を設立し、われわれを軍事政権へと宣誓させるもの」である。この常備軍に対抗するものとして、貴族の権力が対比される。

12) Locke [1662-64] [1954] pp. 162-163. Locke [1997] p. 108. 邦訳 161 ページ。

13) 執筆者探索命令が出された直後に、ロックが逃げるようにフランス旅行に出かけたため、ロックが、この時期のウィッグ派の政略に深く関わっていたのではないかという憶測が生まれる。シャーフツベリー伯率いるウィッグ派は、政敵トーリー派のダンビー排斥を企み、ロックがフランスに行った直後の1676年にフランス王権と密約が成り、フランスの支援を得て1679年にダンビー排斥の目的が達成されると、ロックは直ちに帰国した。ロックのフランス行きは、この密約交渉のための亡命だったらしいという憶測は、孫の第三代シャーフツベリー伯の手紙[1704年]によってもほめかされている。しかし、これには何の証拠もない(Cranston [1957] pp. 158-9)。フランス旅行については、山田 [2012] 参照。



「貴族の権力と常備軍は二つの手桶に似て、一方が下がれば、他方は確実に上がるという釣り合いを保っています。」「われわれの歴史や近隣の北方諸国の歴史をめぐる考察を参照すれば、貴族が減退すると歩調をそろえて、常備軍や恣意的政府が入り込んでくるのが明白なこと、そして軍が権力を持ち盛大になると、彼らは貴族の誰一人たりとも、そのわずかな影さえ許さなかったことがわかるでしょう。」

これは、王権に対抗する貴族の封建的権力が、議会を通じて権利と自由を維持してきたという「古来の国制論」に立脚するものであり、王権神授説がこれを破壊しようとしていると批判する。王権神授説によって絶対的・恣意的政府への服従を企んでいるのは、教会統治を目論む権威ある聖職者たちであって、彼らは「われわれイングランドの政府にとって、現存する最も危険な種類の人々であり、それは全体を腐らせる黴菌であると議会によって厳格に検証されるべき第一の課題である、と私は確信します。」彼らが、国王大権に制限を課していたマグナ・カルタを無効にしようとするのは、マグナ・カルタよりも確かな基礎の上に、彼ら自身と彼らの所有物を据えることができるようになったからである。「神授権説が真実なら、君主制は人定法によって拘束しなくなる。」「彼らは、マグナ・カルタにおける人民の権利と自由を売り飛ばし、それは『神授権 *jure divino*』を持つ王の所有となり、王が絶対的権力と暴力をふるう中で維持されることになります。」

このようにロックは、シャーフツベリーの政治活動に協力しながら、王権に対抗する貴族の権力に基礎を置く古来の国制に一定の評価を示し、専制権力と常備軍の結びつきに対する警戒心を共有していたのである<sup>14)</sup>。この見解は、やがて『統治論』における社会契約論へと発展し、万人の自然権を基盤にした人民主権論へと脱皮していくことになるが、ロックがこの時期にすでに、シャーフツベリーの「古来の国制論」に同調する形ではあるが、王権神授説に対する批判的視点を保持していたことは注目に値する。

## 8 平和基盤としての社会的安定

### ① 理性的・自律的人間の形成

これまで見たように、ロックにおいては、人間は本来理性に従って行動するものであり、「自然状態」においても理性の法としての自然法が機能する限り、平和は実現すると考えられた。戦争を起こすのは、理性に反する異常な行動のためであって、すべての人々が理性的に行動するならば、戦争は起こらない。ロックの議論は、理性的・自律的人間観を大前提に展開されていたのである。

このような人間観は、『人間知性論』において詳細に論じられている。人間は「幸福への欲求と不幸への嫌悪」の感覚、つまり「至福への欲望という傾向」を自然によって植えつけられ、この欲求感覚に基づいて行動する。ロックは、欲求が満たされない状態を「落ち着いたなさ *uneasiness*」と定義し、「最も差し迫った落ち着いたなさ」の感覚を充足することが行動の起因となるとする。しかし人間は、こうした一時的な快楽追求に翻弄されることなく、「真の幸福」に向かう正しい行為を選択する能力を持っているのである。それが「欲望の遂行を停止する力 *power*」である。この力により、人間は一時的な欲望を抑制し、自己の行為が真の幸福につながるかどうかを慎重に検討することができる。これこそ「すべての自由の源泉」である。「われわれの自由そのものは、われわ

14) この文書について、Pocock [1975] は、政体の均衡に果たす貴族層の役割を重視する新ハリントン主義を表明した最初の書と解釈している (p. 406. 訳 346 ページ)。

れが自分の選ぶ善を手に入れることにある。」(Locke [1690a] II -xxi- § 48, p. 264. 訳3巻180ページ) 人間の尊厳は、自らの行為を選び取るところにあり、それが「自由」であり「自律」である。すべての人々が、このような理性的・自律的人間へと形成されるならば、社会は安定し、平和が実現するだろう、これがロックの基本的考え方であった。

## ② 教育による残酷さの除去

人間の本質は理性的で平和的であるにもかかわらず、現実には不信と闘争に満ちており、これが人々に残酷さを植えつける。これを防ぐために、ロックは『教育に関する考察』において情操教育を重視する。すなわち、「物語と歴史の面白さはすべて、ほとんど闘争と殺戮のそれにはかなりません。そして征服者(たいていは人類の大虐殺者どもにすぎませんが)に与えられる名誉と名声は、成長過程の少年たちをさらに誤り導き、少年たちはこのようにして殺戮を人類の賞賛すべき営みであり、諸徳の中の最も英雄的なものであると思うようになります。これらの諸段階を経て、自然的でない残酷性が、われわれの心に植えつけられます。……これを注意深く見守って、早めに矯正し、それとは反対のいっそう自然的な気質である慈悲心と同情心を、代わりに定着させ育成すべきです。」([1693] § 116, pp. 225-7. 訳184-187ページ) こうして、残酷さを除去し、人間の自然的気質を育成することによって、人々を理性的自律的人間に導くことが、平和実現につながるというのである。

## ③ 自立的な財産所有者

自然状態が平和状態であるのは、人々の「自然権」が保障され、生存が維持されているときである。この生存維持には生活資料の確保が不可欠であり、そのためロックの自然権概念には財産所有権が含まれていた。この所有権は、社会の一般的同意や承認がなくても、自然状態において当初から万人に授与されているというのが、ロックの論理の核心であった。この論理は、グロチウスやプーフENDORFの契約・同意論において、共有状態から協約という手続きを経て「排他的所有権」が成立したという説明からの脱却であった。

ロックは、神が世界を人類共有のものとして与えたとして、共有状態から出発するが、この共有物を利用するためには何らかの手段でそれを専有 appropriate しておく必要があり、その手段こそ各自の労働 Labour (手の働き Work) であるとする。誰もが、他者の同意なく、自己労働によって自然に手を加え、そこから自己の必要に応じた財産を手に入れることができる。これは、自然がなした以上の価値を付け加える価値創造的労働によって、他を排除する排他的所有権が確立することを意味する。すなわち、「この労働によって、他の人々の共有権を排除する何物かがそれに付け加えられた」というのである (§ 27)。

この結果、人々は自らの力で生活資料を確保することのできる自立的な財産所有者となり、さらに労働の成果を蓄積するための手段(貨幣)の発明によって、富裕への道を進むこともできる。それゆえ、他者と生活資料を争奪する必要がなくなり、他者と共存しながら自己の生活基盤や幸福を確保することができる。このような勤勉な人間から構成される社会は、経済的に安定し、平和が確保されるであろう。

#### ④ 信仰の重視

すべての人が理性を正しく活用すれば平和は実現するというロックの想定は、現実世界においてしばしば裏切られる。それは、人間が不完全で惑わされやすい存在だからである。この人間の脆さ・弱さや不完全性をカバーしてくれるのは、神の善意と惜しめない愛情であり、神への絶対的な信仰である。

世間の一般大衆は、理性を用いることが少なく、感覚的快楽や不注意によって惑わされやすい。それは、個人的な欲求・情念・悪徳への関心だけでなく、旧来の聖職者や支配者による誤った宗教観念や儀式によって導かれた結果である。こうした誤りから脱するには、旧来の宗教教義に惑わされず、神の善意と愛情へのゆるぎない信頼に基づいて、神の呼びかけに直接真摯に耳を傾けることが肝心である。神の呼びかけは、その言葉を記した恩寵（聖書）によって、さらに直接的啓示（奇跡）によって行われる。しかし、人類の大部分が神の意志を理解するには、理性による「長い、時として込み入った推論」よりは、直接的啓示の方が手取り早い。民衆を教化するには、「病んだ者を癒し、一言で盲人に視力を回復させ、死者を甦らせ、立たせた」奇跡が必要である（Locke [1695] p. 138. 訳 200-201 ページ）。こうして、最後の砦に、理性（自然の光）を補うものとして、聖書と啓示を介した信仰が重視され、平和と安定の基盤が模索されているのである。

### 9 現実世界との妥協（理想との葛藤）

以上見てきたロックの論理は、人間の理性的本質に信頼した上での平和実現のための理念の表現であった。しかしながら、現実残酷で醜い不正と闘争に満ちており、この理念がそのまま通用する世界ではない。特に、ロックが生きた時代は、革命と動乱の時代であり、ロックが現実問題に目を向け、それを処理する立場に立たされたとき、その理念を大きく修正せざるを得なかった。実践活動に直接関わる中で表明された彼の言説は、現実世界との妥協の産物であり、理念との乖離が際立って表現されている。これをロック自身の矛盾としてみることも可能だが、それはむしろ現実社会に順応して生きなければならなかったロック自身の、止むに止まれぬ苦悩の産物であったと見ることもできる。

#### ① 権力秩序重視の側面

ロックは、若い時期、ピューリタン革命後の政治情勢の混乱や無秩序に絶望し、王党派として王政復古を歓迎していた。この時期に書かれた『世俗権力二論』において、ロックは「私ほど権威に対して大きな尊敬と畏敬の念を持っている者はいない」と明言している（Locke [1997] p. 7. 友岡訳 14 ページ）。また初期の詩集の中で、不正を糾し混乱を治める限り戦争もやむを得ないという立場から、クロムウェルを「戦いで得たものを平和に治める」と称賛し、さらに、第一次英蘭戦争終結のためのウェストミンスター条約（1654年）に関連して、艦隊は「平和を維持してくれる」「平和を実現し、世界を一つにする」と評価している（Ibid., pp. 201-3. 山田・吉村訳 62-64 ページ）。

その後、名誉革命が実現した時期にも、1690年春の論考において、オレンジ公ウィリアムの軍隊到着と即位を「教皇と隷従から解放」したとして擁護し、イングランドの危機からの脱却に最大の関心を払っていた。そこでは、「万人の良心が等しく啓蒙されるだろうと、期待されるべきでない」、  
「公共社会への配慮をその職務とする人々に服従することこそが、本来あるべき公共社会を確保することにつながる」とさえ言っている。そして、イングランドを教皇主義の怒りや復讐から守

るために、現国王ウィリアムに対して「真摯な忠誠をささげ、陛下の政府を支持しなければならない」として、「キリスト教国の安全保障同盟」のための団結を訴えている (Ibid., pp. 307-8. 訳 259-261 ページ)。ここでは、「もしわれわれが今団結しなければ、自分と自分の国の宗教、自由、安全が危機にさらされ、それらを失うことになる」という切迫した国際時局認識と警告が表明される。現実の国際関係においては、基本的自然法だけではなく、相互の同盟・契約による「諸国民の法」が必要であるという認識に基づいて、それに依拠する断固たる団結が強調されているのである<sup>15)</sup>。

## ② 現実の不平等、重商主義的植民帝国 (奴隷制, 争奪戦争) の追認

ロックは、1667年からカロライナ植民地の共同経営会社の秘書に任ぜられ、1669年に書かれた「カロライナ基本憲法草案」に関与した。その内容はアシュリー卿 (後の初代シャーフツベリー伯) をはじめとする植民領主の考えに沿ったもので、ロック固有の考えではなかったが、ロックの意見も一部反映されたようである。その中には「カロライナのいかなる自由人も彼の黒人奴隷に対して絶対的な権力と権限を有する」(Ibid., p. 180. 訳 31 ページ) という規定があり、ロックが植民地の奴隷制に対して妥協せざるを得なかった状況を示している。

また、1696年から「通商植民委員会」の植民地問題に携わった際に、手稿『ヴァージニア論』に関与しており、そこでは、奴隷のキリスト教化、ヴァージニアにおけるプランテーション経営への提言などが表明されている (Locke, MSS, e. 9)。さらに他の文書では、植民地争奪戦におけるフランスへの警戒とカナダ艦隊への攻撃などが提案されている (Locke, MSS, C. 30)<sup>16)</sup>。ここでも、政治に関与する実践活動の際には、理念と乖離し現実と妥協せざるを得なかったロックの微妙な立場が示されている。

こうした現実への妥協は、当時の一般的社会通念の正当化論理としても現れている。ロックが提示した「労働による所有理論」からすれば、すべての人が自己労働に基づいて生活資料を確保し財産所有者として自立しうるのであるから、所有の不平等が生じるのは勤労の程度の差によるしかないはずである<sup>17)</sup>。しかしロックは、親の財産に対する子供の「相続権」を自然的権利として容認し (Locke [1690b] First Treatise, § 88, 93), その結果、自らの労働に基づかない所有を正当化して現実の不平等を追認しているのである。

不平等の追認は、彼の教育論において、ジェントルマン階級と庶民階級を区別し、それに相応しい生活と教育を提示したところにも表れている。ロックの『教育に関する考察』は、ジェントルマ

15) アーミテジは、これまで無視されてきたロックの国際思想に着目し、「コモンウェルスを超えた世界一主権国家が通商し、衝突し、共謀する対外競争の場一、およびコモンウェルス外部の人民一外国人、移住者、および‘インディアン’へのロックの簡単な言及」の中に、ロック独自の国際関係論を見出そうとしている。そして、ジョン・ロールズが晩年に取り組んだ「万民の法 the law of peoples」が、ロックの「諸国民の法」概念の再構成だったことを指摘している (Armitage [2013] ch. 5, esp. pp. 85, 86. 邦訳 120, 122 ページ)。

16) これらの詳細については、生越 [1991] の第6章を参照。

17) 勤労の差について、ロックは次のように言っている。「勤労の程度が異なるにしたがって、人々の財産にもいろいろ程度の差が生じがちであったが、貨幣の発明は、この程度の差を継続させ、拡大する機会を与えた。」 (§ 48) 貨幣の発明によって勤労の差を反映した財産の不平等が拡大するけれども、同時にそれは社会全体の富裕化をもたらすというのが、ロックの認識であった。この問題を含むロック経済思想の総体については、生越 [1991]。

ン階級のために書かれたもので、その身分に相応しい教養教育に加えて、土地経営に必要な簿記を含む職業教育を重視している。これと対照的に、「通商植民委員会」への報告書「貧民救済・雇用計画案」(Locke [1697] 1876)においては、貧民子弟に対して職業技術習得のための労働学校の設立が提案されている。これは、強制的な徒弟訓練と宗教心や道徳心の育成を強調し、救貧税負担の軽減と貧民取り締まりを目的とする救貧政策の一環として提案されたものであった。

### Ⅲ フレッチャーにおける戦争と国家

スコットランド貴族の家系に生まれたアンドルー・フレッチャー (Andrew Fletcher, 1653-1716) は、革命と動乱に関与して長期間の亡命を余儀なくされたほか、生涯の半分以上を外国への旅行や滞在で過ごしたが、短期間の執筆活動で関与した常備軍論争や合邦論争において、祖国の自立と発展のために奮闘したことによって、真の「愛国者」という不動の評価を得ている特異な思想家である。ここでは、合邦問題とも関連づけながら、フレッチャーの戦争と国家をめぐる考え方を、ロックと対比しつつ、総合的に明らかにする。ただし、それを論じる前に、フレッチャーとロックの関係を、一瞥しておきたい。

#### 1 フレッチャーとロックの関係

1682年に、ロックが秘書として仕えていた初代シャーフツベリー伯を中心とする勢力は、チャールズ2世の暴政とフランス国王ルイ14世への接近、カトリック教徒である弟ヨーク公ジェイムズの次期王位継承などに反対して、モンマス公(チャールズ2世の庶子)擁立を図る国王転覆を計画し、未然の発覚によって失敗した。ロックは、シャーフツベリー伯の亡命と客死により庇護者を失い、翌1683年6月に国王暗殺を謀った「ライハウス陰謀」の失敗と密告が重なると、自身に危険が及ぶのを避けて、9月にオランダのロッテルダムに亡命し、その後アムステルダムに移った。アムステルダム到着以来ロックが度々会っていたのは、サマセット州トントンの銀行業者goldsmithで市参事会員でもあったトマス・デア(Thomas Dare)という人物で、シャーフツベリー伯の熱心な政治的支援者であり、その亡命に尽力した一人だった。彼はオランダにおける亡命者とイギリスの友人とをつなぐ橋渡し役を務め、ロックもイングランドからの送金を彼を通じて受け取っていた。彼は、83年にモンマス公がライハウス陰謀に連座してアムステルダムにやってくると、その政治秘書を務め、モンマス公反乱を企てる審議会の会計係となった<sup>18)</sup>。

フレッチャーも、1682年に、ハデントンシャーの補給委員としての職務を怠ったとして、ヨーク公が国王代理として支配していたスコットランド枢密院から告発され、スコットランドから逃れて、5月にはロンドンに、そして11月にはオランダのハーグに移った。そこにはスコットランドからの亡命者社会が形成されており、フレッチャーの親戚にあたるアーガイル伯アーチバルト・キャンベルもその中にいた。彼は反政府活動の中心人物であり、ヨーク公によって死刑宣告を受け、脱獄して亡命していた。このように、フレッチャーもロックも、場所や立場は違うけれども、同じ

18) Cranston [1957] pp. 248-250. クランストンによると、ロックの無実への訴えに対して、母校オックスフォードの評価は両極に分かれ、嫌疑派の一人Prideauxなどは、ロックがアムステルダムで最も悪名高いトマス・デアと同居しているという噂を報告している。

時期に亡命者としてオランダにおり、何らかの接触があってもおかしくはなかったが、その事実を示す証拠は何もない。

1685年にチャールズ2世が突然逝去し、その弟ヨーク公ジェームズが王位に就いてジェームズ2世となり、反対勢力は危機に陥った。王位継承権を持つモンマス公は、アーガイル伯と組んで反乱を企てた。フレッチャーはこの計画に反対したが、アーガイル伯率いるスコットランド上陸には同行しなかったものの、その後のモンマス公の進軍に騎兵隊指揮官として加わった。しかし、イングランド南西部のライム港に到着した2日後に、遠征軍の会計係兼案内役として随行していたトマス・デアを、自分を侮辱した廉で射殺した。フレッチャーは直ちに軍を離れたために、この罪を問われることはなかった。しかし、その後の戦闘の結果、モンマス公の反乱が失敗に終わると、国王側から反乱に加担した廉で反逆罪を告発され、所領と特権をはく奪された。

フレッチャーは、一時スペインに逃れた後、再びオランダに潜伏し、1688年11月にオレンジ公ウィリアムのイングランド遠征艦隊（南西部のトーベイ Torbay 上陸）に同行し、名誉革命が成功すると、89年にスコットランドに帰国し、90年になってようやく所領を回復した。この時期、ロックも「医師ファン・デ・リンデン」という偽名を使って、オランダに潜伏し、思索と著作の日々を送っていたが、名誉革命の成功後、1689年2月に王妃メアリーと同じ船で帰国した。このように、同じ時期に同じオランダに亡命していながら、二人が交流した資料は残されていない。トマス・デアという人物を挟んで、二人が互いを知っていたのは確かであるが、直接的交流関係を示す証拠は皆無である。

二人の交流を示す証拠資料は、管見する限り、1694年以降の相互書簡だけである。De Beer 編ロック書簡集 (Locke, J. [1976-89]) の整理番号に従うと、1694年のフレッチャーからの書簡 L. 1756 は、Mr. Gib なる人物 (?) の非礼に対する非難と説明がなされており、すでに二人が非常に親しい関係にあったことを示している。1695年のフレッチャーからの書簡 L. 1851 では、弟の妻 Margaret の病状に関するロックの助言に対するお礼が述べられ、その後の、現在「祭司の術策 priestcraft」のエジプト起源を追跡しているという内容が注目される。なぜなら、フレッチャーは、恩顧や聖書解釈によって王権の増大を図る「宮廷の術策」や「祭司の術策」を一貫して批判していたからである。

1695年のロックからの返信 L. 1854A. は、Margaret の病気について助言した後で、次のような文を続けている。このときロックは、ロンドンから50kmほど北のオーツにあるマシヤム邸に移り住んでいた。「彼女 [マシヤム婦人] は、この愚かな世界がなしていることを思い煩うことなく、あなたから古代人の知恵と徳を学びながら多くの日々を過ごすことほど、好奇心をそそるニュースはないと信じています。私はあなたに代わって、この手紙より前に、彼女がこの地であなたと会えるはずと約束したので、彼女はあなたが約束を守らないと私を非難しています。もし可能なら、数日間チョコレート・ハウスから出て、われわれ貧しい正直な田舎の仲間と一緒に過ごして満足し、胃の調子を良くして、ウィットと華美な生活に戻ってみては如何ですか。」「あなたが、私に教えてくれたもの [祭司の術策] についての足跡をたどり、エジプトの時代まで遠く遡って、それについて非常に多くを発見することができていることを嬉しく思います。あの政治的で宗教的な国に、それについて多くのものが存在したことを私は全く疑っていませんが、その足跡を時間が消し去ってしまったのではないかと恐れていました。彼らがかつて歩んだ足跡は非常に深い印象を与えます。あなたはこれ以上ない最高のことをなされています。是非続けてください。」これは、フレッチャー

がロンドンで華美で刺激的な生活を送っていることを示唆し、また、マシヤム邸での休養を勧めているところからして、二人が非常に親しい関係にあったことを窺わせる。

1698年のフレッチャーからの書簡L. 2381は、弟の腹部疼痛について触れた後、「誠実な人々、その中でもフランシス卿 [マシヤム] が誰にも引けを取らず目立っていましたが、そのすべての努力にもかかわらず、この国の自由が終わることを恐れています」と続けている。これは、編者 De Beer によれば、軍の退役将校に退職給を与える法案を認めた1月18日下院投票をほのめかすものだという。常備軍論争の渦中であって、常備軍削減論を唱えたフレッチャーの心情を表現したものであろう。末尾に、「今後は、あなたがロンドンに来るときは、私自身のために、使いを送って知らせて下さるよう是非お願いします。」とある。

1698年のフレッチャーからの書簡L. 2389は、ロック自身の体調、弟や母の病氣、薬について述べ、その後で次のように言う。「われわれがこの悪しき世界に旧友なしに置かれたら、非常に辛いでしょう。旧友はわれわれの持っている唯一の慰めであると思います。」二人が長年続く旧友関係にあったことを示唆する表現である。

1701年のフレッチャーからの書簡L. 3018は、St Kilda 島に関する書物の著者 Mr. Martin を、非常にまじめで気性も品行も良い人物として紹介し<sup>19)</sup>、最後に義妹からのお礼を伝えている。

非常に限られた資料ではあるが、ロックとフレッチャーは、20歳ほどの歳の差がありながら、家族ぐるみの交流も含む非常に親しい関係にあったことを示している。そこからは、二人の思想的影響関係はわからないが、政治的にも思想的にも対立する立場ではなく、互いに尊重し合う間柄にあったことを推測することができる。

## 2 戦争と国家についてのフレッチャーの基本認識

上のフレッチャーの経歴からわかるように、彼は動乱の時代に戦闘や政治に深く関わりながら、自己の立場を貫いたリアリストであった。その体験から出てきた本音であろうか、彼は『対話の説明』[1704年]において、明確に次のように言っている。「人間界の本質は、永遠の平和が人間の間に保持されることはないということである。ただ確かに、ある統治体制は、他よりも公共の平穩を維持するのに適している。」「誰もが特定の共和国の良き市民であり、かつ世界市民であることはできない。どんな人も彼の国にとって真の友であり、同時に人類の真の友であることはできない。」(Fletcher [1997] pp. 205, 206. 以下のフレッチャーからの引用ページはすべて本書からである) このように、対立や争いは避けられないものであり、自国のために行動する愛国者である限り、人類の友(世界市民)にはなり得ないというのが、フレッチャーの基本認識であった。

そこから、現実世界は実力による支配と服従によって動いており、力による支配を不当として非難しても何の解決にもならない、という状況認識が生まれる。例えば、「最近の幾人かの著者は、その国 [アイルランド] とイングランドとの関係は、征服ではなくて非常に厳密な連合に基づいていることを、信頼できる記録によって証明しようと企てている。しかし、確かに、原住アイルランド人は征服されたけれども、あなた自身の植民者はそうではない。」(p. 194) これは、イングランド人のアイルランド入植を「実力」による「征服」として承認しつつ、その上で、征服者の末裔で

19) これは、Martin Martin (?-1719) の *A Late Voyage to St. Kilda*, London, 1698を指し、彼は後に *A Description of the Western Islands of Scotland*, 1703 を出版している。

あるアイルランドへの植民者（アングロ・アイリッシュ）が、イングランド臣民と対等な自由と権利を有しているという見解に賛同したものであった<sup>20</sup>。フレッチャーは、現実に進んでいるイングランドのアイルランド支配が力の差による結果と見定めた上で、スコットランドと重ね合わせながら、自力で独立を実現する可能性を示唆していたのである。

フレッチャーの現実主義的観点は、当時のヨーロッパにおける覇権争いを見据え、スペインが、その衰退原因を解決するならば、世界帝国へと進むことができるだろうとして、その道筋を逆説的に示して警告した『スペイン論』[1698年]に、明確に表現されている<sup>21</sup>。「私が語っているのは、君主たちが、近隣の属州を占領することによって彼らの王国を拡大するために、いかなる手段によっても、可能ならどこでも、何を行うか、また常に何を実行するだろうか、についてである。」(p. 99) 現実世界は必要性を原理とする世界であり、国家は、権利や正当性を掲げるのではなく、「国家理性と極度の必要性」の原理に基づいて、力づくで行動しているし、しなければならない、というのである (p. 114)。

フレッチャーは、宗教的寛容政策と商業・海運業の繁栄による人口増加、海軍増強、領土拡大、勤勉と貿易の発達が進められれば、海洋帝国が出現するであろうという客観的な現状分析を行いつつ、それが結局は、専制国家や世界の奴隷化をもたらすとして、その危険性を警告している。スペイン継承戦争以後に書かれた『国民の状態』[1701年]においても、イングランドが、「フランスだけでなく、世界に挑戦して」「貿易の完全な独占によって、海洋帝国を永遠に確立する」可能性があることを警告している (p. 128)。こうした危険な道筋をいかに阻止するかという課題こそ、彼が自らに課した使命だったのである。

このような、現実の国家間の敵対状況を踏まえて、戦争は避けられないものであるという基本認識の上で、フレッチャーは、自国と自国民の自由と権利をいかに維持するか、の課題に取り組むことになる。そして、わずかな可能性ながら、戦争を廃止するという良き目的を達成する希望について、次のように論じている。「私は答えた。最も効果的な方法は、そうしたすべての政府が自分自身を守る十分な力を持ち、征服することが不可能か不適切なものにすることである。というのは、自分の領土を拡大したいという人間の野心的な望みが、常に世界の平和を乱す主要な原因だったからです。」(pp. 206-207)

以上からわかるように、彼の課題は、できる限り平和を維持して自国民を守るための、専守防衛への専念＝防衛力の整備に集約されている。彼の論考を概観すると、そのすべてが、このための具体的方策の展開に捧げられていることがわかる。その方策は、民兵制と軍人的精神の育成、貧困からの脱却、国家間の力のバランスという三つの側面から展開される。以下、それぞれについて、彼の論理をたどることとする。

20) ここで取り上げている著者とは、モリヌクス (William Moryneux, 1656-1698) のことで、彼の *The Case of Ireland's being bound by Acts of Parliament in England, stated*, Dublin, 1698 は、アイルランド王国の独立性、アイルランド議会の自主的立法権、アイルランド人の自由と権利の保持、アイルランド教会の独立と自由を主張していた。モリヌクスのナショナリズムについては、竹本 [1981]、Hont [2005] を参照。

21) フレッチャーの真の意図は、君主の世界帝国への野望を明確にすることによって、他の君主や国家の警戒心を喚起し、その企てを阻止することにあつたと思われる。村松 [2013] 148-150 ページを参照 (本論はこの書から多くの示唆を受けている)。



### 3 民兵論

フレッチャーの最初の著作『民兵論』[1697年]は、ファルツ戦争[1689-1697年]後の肥大化した常備軍を維持するかどうかをめぐる常備軍論争のために書かれ、翌1698年その改訂第二版が『統治論』として出版された<sup>22)</sup>。その冒頭で彼は、「人類の大部分が、統治という口実の下で利用され、苦しんできた侮辱と残酷さほど、人間社会の出来事の中で説明し得ないものは多分ない」として、「悪しき統治」が「自らの野心、貪欲、奢侈を満足するために」「最大限の術策と暴力によって」専制と世界の奴隷化を進めていると警告している (p. 2)。

そして、悪しき統治を支えるものが常備軍であることを、次のように告発する。「常備軍がまさしく国民を奴隷化することにならないかどうか、見てみよう。もしわれわれが、そうした軍隊が一般に、戦争を商売にする者たちから構成され、ほとんど何も愛国心を持たず、彼らがかつて持っていたものを浪費し、自らが如何にしたら別のことができるようになるかを全く考えずに、一生涯その仕事の存続を期待して、傭兵の雇用に入ってくることを考察するならば、それは容易に証明されるだろうと私は思う。それによって、重い恒久的な税が、彼らの生活維持のために、人々に永久に課されなければならないのである。」(p. 14)

フレッチャーによれば、この常備軍の肥大化は、ヨーロッパにおける儉約的で軍事的な生活様式から、商業文明の発達による奢侈的な生活様式への転換と深く関係している。この大変化をもたらした原因は、文芸復興、印刷術、羅針盤、火薬の発明である。封建諸侯 barons は、「洗練された贅沢な快樂におぼれた」ために、多額の出費による負債状態に陥り、家臣 vassals の軍役奉仕を貨幣に転換せざるを得なくなった。それは、債権者への支払いのために、一部は地代 rent、一部は借地料 lease ないし上納金 fine という手段によった。この手段によって、家臣は、以前のような安い費用で自分の土地を持つことができなくなり、もはや軍役奉仕の義務もなくなり、小作人になった。彼らによって構成されてきた軍隊(民兵)は消滅し、軍事力が諸侯の手から離れた。それに代わって君主は、国防の必要性のために志願兵や傭兵を徴集し、戦争が長期化するにつれ、当初緊急時のためだけに徴集された軍隊が永続化し常備軍になった。その維持のために、議会によって巨額予算が与えられ、そのための税金が国民に課された。傭兵の将校も兵士も、自らの生存と昇進のために、直接君主に依存したので、軍事力は、国民 subject から君主へと移され、「戦争は生計を立てるための恒常的な商売になった」。諸侯の多くも、金のかかる生活様式によって貧乏になり、傭兵隊の司令官になった。このように、君主の軍事力を増強するために、人民に重税が課され、君主は専制権力へと突き進んでゆくことになる (pp. 5-7)。

ここには、常備軍制度が議会の予算承認による公財政制度と一体化して、腐敗と専制を推し進めているという認識が示されている。これは、デフォーの常備軍正当化論における、議会主権である限り国民の意思を反映して専制を阻止することができるという論拠に対する反論となっている。議会でさえ、議員の腐敗によって専制に加担する危険があるというのがフレッチャーの主張であっ

---

22) 常備軍論争は、1697年10月にカントリ派のトレンチャードとモイルの共著『常備軍は自由の政体と矛盾することの論証』の発表を機に火ぶたを切り、その一月後にコート・ウィッグ派のソマーズ卿による常備軍擁護論『平和に陸軍を保有する必要性とそれに伴う危険性を均衡させる書簡』が公刊され、デフォーもそれに続き、その後多くの論者が参加して活発な論争が展開された。この詳細については、Robertson [1985]、田中 [1996]、辻本論 [2006]、村松 [2013] 第1章、野原 [2013] 第1章などがある。

た<sup>23)</sup>。

常備軍による専制と国民の奴隷化を阻止するには、民兵制の整備が必要不可欠である。すなわち、「良き民兵制は国民にとって枢要であるので、いかなる自由な政体にとっても、その国家組織の主要部分である。他の国家組織がとるに足らないというわけでは決してないけれども、良き民兵制こそ、公共の自由を常に維持するであろう。」(p. 21)

しかし、現行の民兵制は大きな弱点を有しており、これが改善されない限り問題は解決しない。すなわち、最大の弱点は、「訓練されて武器を持つことができる人の数がわずかである」という点である。それは、「民兵が使用人のみから構成されている」からである。「地位と財産を持つ人」は哀れな使用人を自己の代理として送り、自らは武器を扱うことがなく虚弱になる。使用人たちは、主人が傍観しているのに、主人の財産を守るために戦うことはしないであろう。「民兵を指揮する人々」である「自由土地保有者 freeholders」も、「より大きな財産を持つ人のために、彼らの助けなしに、生命をさらす」ことはしない。それゆえ、地位と財産を持つ人が、自ら率先して民兵制の中心にならない限り、良き民兵制は実現しないのである。

そこでフレッチャーは、「威厳と品位」を持った「地位と財産を持つ人々」を中核とする民兵制の整備を提案する。「どんな国も、何の困難も負担もなく、一定不変の防衛態勢をとることができるなどと考えるはいけない。そうではなく、名誉心をもってこの困難と負担を引き受け、自由を守る方が、重い税に服し、われわれから横柄に自由を奪うままにし、われわれの現在の抑圧と後世の人々の引き続く悲惨に服するよりも、確かによいのである。」そして、フレッチャーの提案する軍事訓練の方法は、古代の優れた民兵制をモデルにしている。「軍事的で有徳な行動のために、厳しい訓練によって、また人間の身体を作り上げるだけでなく、精神を鍛える正しい方法によって、それは、古代の優れた制度と何らかの類似性を持っている。」(pp. 23-24)

フレッチャーは、スコットランドに1つ、イングランドに3つの民兵キャンプの設置を提案する。各地域のすべての青年が22歳に入営し、自活するのに十分な財産を持つ「自由人」(「地位と財産を持つ人」および「自由土地保有者」)は2年間、財産を持たない人は公共の費用で1年間の訓練を受ける。そこでは、あらゆる種類の武器の使用法や、レスリング、跳躍、水泳なども教えられる。フレッチャーが特に重視しているのは、精神的鍛錬である。謙虚、謙遜、慈愛心を中心とするキリスト教的および道徳的義務が奨励され、青年が示した様々な良き資質、例えば謙遜、服従、忍耐、節制、勤勉、手際よさ、創造力、判断力、沈着、勇気などに対して、褒美が与えられるべきである。そして「そのようなキャンプは、軍事訓練だけでなく、徳の偉大な学校となろう。」「彼らは、軍事技術よりも偉大で良いものを学び、そして我が国の防衛以上に必要なものが何かあるとすれば、より必要なものをも学ぶであろう。そのような民兵は、一つの島に住む人々だけでなく、世界の最も好戦的な国々の真ん中に位置する人々さえをも、防衛するであろう。」(pp. 26-29)

#### 4 農業改革論

防衛力を強化するには、人々の生活を安定させること、そのための経済的豊かさが肝要であるが、当時のスコットランドは、長い戦争と度重なる凶作のために、深刻な経済的苦境に陥っていた。フレッチャーは『スコットランド二論』[1698年]において、この苦境から脱出するために、

23) デフォーの主張との関係については、林直樹 [2012] 147-152 ページ参照。

スコットランド経済の基盤である農業の抜本的改革を提案した。

フレッチャーは、「現在の貧困と悲惨の原因」は「われわれ自身の悪い行動と管理運営の失敗」であるとして、すべてを誤った社会経済構造に帰している (p. 71)。多くの貧民や怠惰な浮浪者の存在は、実は、キリスト教信仰による誤った救貧政策によって、働く意欲のない無数の人間に、生きるための手段ではなく自由のみを与えたことに起因する。ヨーロッパ全体に建設されている慈善院や救貧院や公共労役場は、「怠け者」の数を増やしているにすぎない (p. 60)。

そこでフレッチャーは、「家内使用人 domestic servant」制度を提案する。これは、古代の奴隷制をモデルにしているが、奴隷制の復活でないことが強調される。彼らは、「一定の制限の下で、共同体 commonwealth の善のために、必要な一定の理由で服従するだけの人間」であり、強制労働に従事するが自由身分であって、「使用人としての義務以外は、あらゆることにおいて、主人の意志の下にはなく、法の保護の下にある。」(pp. 61-62)

この制度を実現するには、再び、地位と財産を持つ人の役割が不可欠である。「この国の中で一定の財産を持つあらゆる人は、それら浮浪者を財産に比例して引き受け、彼の土地を耕作するか、町や田舎で何か別の仕事をするのに雇うよう義務付けられるべきである。またその浮浪者が子供や若者である場合には、何らかの手仕事技術の知識を教え込み、あらゆる有産者は、これらの召使を扶養し、主人に大きな利益をもたらす小さな製造業を自宅に保有するのがよい。古代人にとってそうだったように、そのような使用人の製造業による収入は、土地の収入よりもはるかに大きい。」(p. 68)

ただし、家内使用人は、雇用使用人 hired servant と区別される。雇用使用人は、「何事においても役立つように育てられていない。」「われわれが、わずかな十字の誓いを頼りに、青年期から最大の骨折りと費用を注いで教育しても、われわれのもとを去る。この種の使用人は日々の成長とともに悪くなっていく可能性が高い。」「結婚後も主人に仕え続けるならば、主人から多くを騙し取ろうとするのは確実であろう。」この雇用使用人とは、雇用契約によって働く独立した賃金労働者を意味する。「われわれは、使用人が彼の家族のために十分な生活資料を維持することができる正しい方法を持っていないので、彼が主人から独立すると、彼の最低限の賃金（そこから大部分を日々の用途のための多くの必需品を自弁する）は、その目的には十分でなく、主人から騙し取る以外手段がない。われわれは、使用人にいかなる誠実さも忠誠も期待すべきでない。なぜなら、この点での秩序の欠如のために、われわれは彼らをこうした強い誘惑にさらしているからである。」(p. 66)

フレッチャーが提案しているのは、主人と使用人との親密な信頼関係の下に、使用人の忠実な労働奉仕とそれを可能にする十分で確実な生活保障である。この関係は、独立した人間同士の賃金雇用契約ではなく、共同体的家父長的な保護服従関係であり、彼が当時進行しつつあった賃労働システムに警戒的だったことを示している。

フレッチャーはさらに、農業経営全体の窮状に目を向けている。借地農は、地代が過度に高いため地代を払えず、雇用使用人に賃金も払えず、そのため田舎町や村の日雇い労働者、職人、小商人を巻き込み、大都市や卸売り商人にも影響を与えている。それによって地主は、厄介で支払いの悪い地代を抱え込み、困り込みその他による土地の改良をせず、労働に適した牛馬の不足のために、土地を酷使し疲弊させている。他方、小自由土地保有農は借地農よりも劣悪で、土地改良のための資金がなく、農民としてよりもジェントルマンの暮らしぶりを好んで、何事も成し遂げることができない。彼らの使用人は性根が悪く半ば飢えていて技術もなく、そのため土地は極貧の借地農の労

働によるよりも良く耕作されていない。所領を持つジェントルマンは、農場を自ら手中にしているが、使用人が極めて不誠実で怠惰であり、田舎の人々が困り込みの敵であるため、様々な困難と闘った末に、慣行的な悪い方法を改善させるのは不可能だと悟って諦めている (pp. 71-72)。

フレッチャーはここで、この農業経営窮状の根本原因は、過重な穀物地代と農業投資の不足という構造的な問題であるとして、大胆な三つの一般的規制を提案する。第一は利子の全面的禁止、第二は使用人による耕作能力を超える土地所有の禁止、第三に年200ポンド以下の収益の土地を耕作する農民は、20年購買年数で地代を購入した者に、純収益の半分を地代として支払うというものであった。これは、耕作不能な大土地の所有者は土地を売却して、その売却額により土地改良を行うこと、適正規模以下の土地の所有者はそれを売却して借地人になり、自己の収益の半分を土地購入者に貨幣地代として支払うことによって、適正規模の土地所有による健全な農業経営を目指すものであった。

こうしたフレッチャーの論点を見ると、健全な農業経営の主要な担い手は土地所有者であり、これを家内使用人が労働者として支える構図になっている。土地所有者は、貴族および地主、自由土地保有農から成るが、後者は、土地を手放して借地農となることもあり、借地農と同等な階層である。結局、農業経営の主要な担い手は、貴族および地主、自由保有農(借地農)、家内使用人の三階層ということになる。そして、こうした農業経営改良を継続的に進めるためには、十分な資金が必要不可欠である。そのために、すでに大きく発展している商業文明をうまく利用する必要がある。利子の全面的禁止の提案は、交易活動によって獲得した富を農業経営に投資させるための方策であり、金融業者や外国貿易商人、商工業者、豊かな土地所有者などによる出資金の安定的確保を求めたものであった<sup>24)</sup>。

フレッチャーは、農業改革においても「地位と財産を持つ人々」の指導的役割に期待しており、実現可能性は彼らの肩にかかっていると理解していた。次の文は、彼の真意をよく示している。「貴族やジェントリの次男以下の息子たちが、いつもその性質を墮落させ、怠惰な、大部分は犯罪的な、そしてほとんど常に利益をもたらさない種類の生活を送っているのは、この国の大きな不幸である。私は資産つきの軍人のことを言っているのである。彼らの才能が、彼らの祖国の改良のために、また彼らの家督の増加のために、交易と農業に用いられれば、はるかに良いだろう。そのような破滅的な生活から脱皮することから始めよう。そして、もし私たちが大きな交易を続ける企画があるのなら、それを経営する能力のある人を活用しよう。」(p. 46)

## 5 国家間の同盟

先に見たように、フレッチャーの現実主義的観点からすれば、国家間の争いは避けられず、「愛国者」であると同時に「世界市民」であることは不可能のはずであった。しかしながら、フレッチャーは、わずかな可能性を求めて、この現実認識から離れて、世界平和を実現する方策を探求し、世界市民の希望をも展望している。その方策として提案されているのが、ヨーロッパの再分割と、地域

---

24) フレッチャーにとって、この農業出資金を増大するためにも、スコットランド独自の植民地貿易を切り開こうとした「ダリエン計画」は、是非成功させなければならない事業であった。フレッチャーは『スコットランド二論』において、これに大きな関心を寄せつつも、物資補給の遅れを危惧していた (pp. 36-37)。しかし、その怖れが現実になり、事業は大失敗に終わり、スコットランドは大きな苦境に立たされることになる。

国家間の同盟に基づく和平への道筋である。

フレッチャーは『対話の説明』において、以下の10の地域が、各政府の下に統合され、互いに対等な力関係を維持しながら、相互の同盟を結ぶことを提案する。すなわち、①ブリテンとアイルランド、②スペインとポルトガル、③フランス、④イタリアと隣接する三島、⑤ネザーランド17州、ウェストファリアと低地サクソニの行政区、ケルン司教区、デンマーク王国、⑥ケルンを除くドイツ、スイス諸州、それらの国とアドリア海に挟まれた地方、⑦ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、リーフランド [現ラトヴィア]、ヨーロッパ・モスクワ北部、⑧ポーランド、プロシア、リトアニア、ヨーロッパ・モスクワ南部、小タタール地域、⑨マケドニアとアルバニアの北部、オーストリア、ステイリア [現オーストリア・シュタイアマーク州]、カルニオラ [現スロベニア南部・西部]、⑩マケドニア、アルバニア、テッサリア [現ギリシャ東部]、エペイロス [現ギリシャ北西部]、アカイア [ペロポネソス半島北部]、モレア [ペロポネソス半島]、ネグロポント [エーゲ海の島]、カンディア [クレタ島]、隣接の島々である (pp. 203-4)。

フレッチャーによれば、こうした地域国家は、それぞれ独立して十分な防衛能力を整備し、国内的安定に尽力すべきであって、国家を超えた強力な共通政府や世界国家に頼るべきではない。なぜなら、各国が自己の真の利益を正しく判断し追求するならば、他国との対立は起こらないはずだからである。「クリス卿は言った。あなたは奇妙にも、あたかもわれわれの利益が隣国の利益としばしば対立することはないかのように、語ります。私は答えた。いかなる国の真の利益および善も、他のいかなる国のそれとも同じであるというのが、私の意見です。ある社会が、他からの侵害と闘うべきでないと言っているのではなく、人々は、隣国の利益を誤解することによる以外、隣国に不正義を犯すことはなかった、と言っているのです。彼は言った。あなたは不正義について語るが、私は利益について言っているのです。私は言った。もしあなたが、隣国の人々に属する利益を力づくで奪おうとするのであれば、あなたは彼らに対して不正義を犯すだけでなく、そのことによって自分自身を傷つけているのです。」 (p. 206) フレッチャーは、真の利益はすべての国に共通で、自国の利益を追求することが他国の利益にもなり、正義に適っているというのである。

そこで、次のような防衛体制が提案される。「もしも、たとえば、前述したヨーロッパの10の部分のすべてが、その領土内に十分な要塞を備えた10ないし12の主要都市を持ち、そのどれもが隣接地域を所有し統治するならば、そのような政府は、隘路や他の便利な場所に要塞を備えて強化され、自衛することが十分可能であり、また征服するに全く不適切になるであろう。」 (p. 207) このような体制は、人類の一般的善や利益に配慮する統治者の見識によっても支えられるべきである。フレッチャーは、過去の統治者や論者が自国の利益だけに関心を持ち、他の人類に何の配慮もしなかった過ちを批判して、次のように言う。「彼らは、あらゆる社会が、あらゆる私人と同様に、万事において優位に立ち、すべての利益を自分のものにしようという自然的傾向を持つことを知らざるを得なかったので、その法外な傾向を抑制し、個々のどの社会も大部分依拠している人類の一般的善や利益を考慮せざるをえない必要性に気付いたであろう。そこで、すべての道徳哲学者のうちの最良の人であるべき政治家は、世界市民とは何かを考えるべきであった、と人は思うであろう。」このような共通善に立脚した最良のモデルを、フレッチャーは、古代マケドニアのペロポネソス半島支配に対抗したアカイア同盟に見出している (p. 209)。

こうしてフレッチャーは、全ヨーロッパの同盟的連合の可能性を模索しつつ、スコットランドにとって喫緊の課題であった合邦問題に対しては、イングランド・スコットランド・アイルランドの

対等な同盟的連合を提案する。「もしイングランドから分離した状態であれば、我が国は血腥い破壊的な戦争に絶えず巻き込まれるだろう。またもし、他のいかなる仕方であれ、イングランド王国に統合されるなら、遠方に所在する政府に依存する場所がすべてそうであるように、惨めで辛い状態に必ず転落するだろう。もし三王国が、分離の猜疑心と嫉妬をすべて永遠に取り除くほど、平等な立場で結合されるとすれば、いったいどこに不利益があるでしょうか？ 徳と勤勉が広く奨励され、あらゆる部分がこの結合の安全と防衛のために、喜んでしかるべき割合で貢献するであろうし、そうすれば戦争と習俗腐敗という二大災害から極めて有効に私たちを守ってくれるだろう。これこそ唯一の正しく合理的な種類の合邦 union である。」(p. 214)

スコットランドにとって、同君連合によって衰退した「わが君主と王国の名誉と主権、議会の自由・頻繁な開会と力を、宗教・自由・交易活動とともに確保する」ためにも、独立国家の威厳を保ちながらの平等な同盟連合が必要である (pp. 184-5)。イングランドへの富と権力の集中は、他地域を疲弊させ、三王国全体を弱体化させる。ロンドンへの富の集中と肥大化は、習俗の腐敗を招いており (pp. 178-181)、「その住民の習俗だけでなく、国民全体の習俗を腐敗させ、すべての良き統治を破壊する。」(p. 211) その結果、もし敵軍がロンドン近くに上陸すれば、一回の戦闘で敗北する運命にある。三王国が連携して、重要な道路に要塞を築き、海港を持つ12の都市を堅固に要塞化すれば、多くの戦闘で敗北しても食い止めることができる。「一つの墮落した統治できない大都市に代わって、幸福かつ有徳に自治する12の都市を持つ利益」を優先すべきである (pp. 210-211)。

フレッチャーは、スコットランド人が自由な国民として、対等な立場で三王国の政治や防衛における一定の役割を担い、豊かで有徳な生活を確保し得るような同盟的連合を提案していたのである<sup>25)</sup>。

## 6 重商主義的植民帝国への批判的視点

先述したように、フレッチャーは、国家間の対立が、外国貿易・海運の拡大と軍事力増強を通じて、商業的富の独占を図る「海洋帝国」を出現させつつあるという現状認識を示していた。そして、それが今や世界戦争 universal wars という様相を呈しているとして、次のように言っている。「ほとんどすべてのヨーロッパやアメリカ、それにアジアとアフリカの大部分があらゆる戦争に巻き込まれるようになった。……これらの世界戦争は、わずかな中断をしつつ30年以上も続いた。……戦争は世界的になっただけでなく、今や全体として、貨幣の力によって行われている。」(p. 205) それは、貿易独占への野望が引き起こしたものである。「貿易は今や金の卵となりつつある。世界のすべての国家がそのために争い、その機会の非常に大きな不公平さのために、どの国家も世界全体の貿易を占有しようと努めているだけでなく、あらゆる都市がすべてのものを自らに引き寄せようとしている。」(p. 193)

これは、商業利益と政治権力が結びついて戦争を必然化させ、財政＝軍事国家への道を開いた重

25) 合邦論争における合邦派の論拠が、イングランドの議会主権と個人的自由の体制への参加であったのに対し、フレッチャーは、この政治参加の条件としての自律的・能動的な市民の自由を主張していたのである。前者が自然法学的な自由概念であるのに対し、後者がシヴィックの自由概念であることについては、Robertson [1985] pp. 49-50.

商主義的植民帝国の実態を批判的に描いたものである。しかし、当時の多くの論者は、この現実を肯定し、富と権力の増大が自国民の自由・幸福・安全をもたらすとして評価していた。マキャヴェッリ的アポリア（帝国と自由の矛盾）を真剣に受け止めたダヴナント（Charles Davenant, 1656-1714）でさえ、貿易による富が奢侈と腐敗を招くことを警戒しつつも、商業文明が支配する時代環境においては、これが「必要悪」になったという認識に至り、貿易と商業の発展こそ国防と繁栄のための鍵であるという結論に到達していた<sup>26)</sup>。

フレッチャーは、『対話の説明』において、現状追認派の二人に次のように語らせている。クリストファー・マスグレイヴ卿によれば、「自国のために奉仕する市民は、私事においてと同じく、良心の咎めに服する必要はなく、また自らの公共の責任に対して忠実であるとともに、共和国が偏見に苦しまないように配慮しなければならない。」(p. 206) エドワード・シーモア卿によれば、「最良の人々の中に見出される、自国の帝国を拡大したいという自然的で一般的な性向を除去することは不可能である。」(p. 207)

このような私的利益に邁進する自然的性向を抑える方法として、フレッチャーが出した答えが、先述した防衛体制の整備（ヨーロッパの10地域国家への再分割と、その中の10ないし12都市の要塞化）であった。征服による領地拡大ができないほど防衛を強固にすれば、野心を挫くことができるというのである。

フレッチャーの構想は、富と力を求めて帝国を拡大していく方向とは正反対の、小規模な共同体の中で勤勉で有徳な生活を送る人々を基盤にした持続的で平和的な国内統治であった。「適度な規模の都市は容易に統治される。そして、一人の有徳な人の实例と権威は、しばしば良き秩序と規律を維持するのに十分である。」(p. 211) 「適度な数の人々にしか及ばない、これらのより小さな政府の業務は、正しく遂行され、そして多くの人々が、彼らの同胞市民に善を施すのを実行する機会を得るでしょう。政庁所在地が異なった地域に非常に多くあれば、すべての技芸と学問の改善に大いにつながるでしょう。そして、ギリシャの古代諸都市がそうであったように、好奇心や研究心に富んだすべての外国人や他の人々に非常に多様な楽しみを与えるでしょう。」(pp. 213-214)

フレッチャーによれば、神は、人間にとって必要で有用なすべてのものを、非常に多様に豊富に生産することのできる、広大な土地を創造した。しかし、それにもかかわらず、人類の大きな過誤のために、こうした地方には住む人もなく、人々は島国や海峡や不毛で健康に悪い用地に閉じこもり、交易活動 trade に頼って生活している。それは、人々の自由な選択の結果ではなく、暴君の暴力から避難するためのやむを得ない措置だった。オランダやヴェニスやテュロスなどの都市がその良い例である。人々は、生存するために、製造業や海運や類似の技芸に専心せざるを得なかったのである (p. 200)。

「しかし、もし世界の政府がよく統治され、人々が選択の自由を持っていたならば、彼らはそのような狭い不毛で健康に良くない土地に制限されたり、少数の人々の贅沢を扇動するような、身体を動かさない男らしくない交易活動をしながら、海で大半を暮らしたりすることはなかったであら

26) マキャヴェッリ的アポリアがイギリス帝国のイデオロギー的起源になり、ダヴナントのような海洋帝国論者を生み出した歴史過程については、Armitage [2000] が論じている。ダヴナントを国家理性と貿易を結合させた「新マキャヴェッリ的政治経済学」の代表論者と位置づけたのは、Pocock [1975] および Hont [2005] である。ダヴナントの財政政策論については、大倉 [2000] に詳細な考察があり、野原 [2013] は、ダヴナントを共和主義的理念と商業とを融合させようとした独自の思想家として捉えている。

う。そうではなく、人々は土壌の豊かさに応じて大小さまざまな人数で、世界中に散らばって行き、より自由で男らしいやり方で暮らし、貿易や商業がもたらすよりもっと平等な富の分配を伴ったであろう。……あらゆる良き政府は、すべての人類が自らの労働の果実に対する権利を持っているがゆえに、常に勤勉を奨励する。それゆえに、その臣民の勤勉を妨げる政府はすべて、正しい足場の上になく、暴力的であり、その結果不正である。……アイルランドのように、あなたの政府の下で生活する人々に対して、彼らの勤勉の果実を否定すべきではない。それを否定することは、確かに大きな不正義である。」(pp. 200-201)

フレッチャーは、理想世界の構想をまとまった形で語ってはいないが、その断片的主張をつなぎ合わせれば次のようになるだろう。それは、神によって授与された広大で肥沃な土地に人々が分散的に居住し、適度な数の住人が小規模な共同体を形成して、その中で各人が自己の身分や能力に応じた役割を果たして互いに協力し合い、農業を基盤にした勤勉で有徳な生活を営む世界である。それを統治する良き政府は、人類の一般の利益を見据えながら、隣国との友好関係を築き、国民の安全と生活を保障し、秩序と規律を維持し、徳と勤勉を奨励し、勤勉に応じた平等な分配に努める。その結果、人々に軍人精神と勤勉精神および有徳な習俗が行き渡り、安全と繁栄が実現し、芸芸と学問が栄えるであろう。フレッチャーは、重商主義的植民帝国のような征服型国家に対抗して、小さな地域国家内で平和を維持していく専守防衛型国家の可能性を探求していたのである<sup>27)</sup>。

## 7 古代モデルの改革構想のユートピア性

これまで見てきたように、フレッチャーは、防衛体制の整備のために、主に三つの方策を提示した。民兵制、「家内使用人制」復活を含む農業改革論、ヨーロッパ連邦と連携した三王国の同盟連合である。そのどれもが、現実に存在する階層制を前提にしており、各人が自己の身分や能力に応じて役割と責任を果たす相互協力関係を基盤にしたものであった。その中でも特に、公共精神・軍事的精神・徳性を有する貴族・地主の指導的役割が重視されており、勤労大衆(家内使用人など)は、地道に勤労に精出し、富の分配にあずかる存在として捉えられていた。

ここには、ホップズやロックが示したような、人間を独立した平等な個人として捉え、平等な諸個人間の相互関係を通して社会が形成されるというノミナリズムの観点は見られない。家内使用人制が、古代奴隷制をモデルにしていたことからわかるように、フレッチャーは、古代以来の階層社会の中で緊密な関係で結ばれた共同体の人間を前提にしていた。彼の農業改革論は、スコットランドに古くから続く共同体を再生させるために、土地所有者と使用人との家父長的な保護服従関係を維持しながら、避けて通れない商業文明との融合を図る構想であった。それを牽引する農業・産業・貿易の経営者としては、貴族・地主の次男以下の息子が想定されていたのである。フレッチャーは、古代都市国家の理念を忠実に継承する生粋のシヴィック的思想家であり、公共精神と軍事的な精神、質実剛健と徳性を備えた市民を時代に合わせて蘇生させることを自らの使命と考えていた。ただし、その市民とは資産と徳を兼ね備えた土地所有者のことだったのである。

このようなフレッチャーの共和主義的構想は、ロックが提起した自立的個人から成る社会の構想とは大きく異なる。ロックは、誰もが自己労働によって私有財産を所有でき、努力次第で貨幣を蓄

27) この対比は、ローマの征服型国家か、スパルタ・ヴェネツィア的防衛型国家か、というマキャヴェッリのアボリアに通じる(マキャヴェッリ [1999] 29-31 ページ)。野原 [2013] 92-94 ページ。



積し、豊かになることができる可能性を示した。商人、労働者、土地保有者による交易活動を基盤とした商品交換社会の構造を分析し、外国貿易による貨幣獲得によって富と力を拡大していく重商主義的植民帝国にも一定の理解を示していた。ロックの立場は、基本的に自然法的伝統を継承し、庶民（特に中生産者層）が社会発展の中心的役割を果たす方向を展望するものだったのである。これに対してフレッチャーは、人間を平等な自立的個人ではなく、階層社会の中で一定の地位と役割を果たすべき共同体の人間として捉え、公共的利益に貢献するための公共精神や軍事的精神を重視した。それを可能にするのは、緊密な地域連携に基づいた農業中心の経済であり、交易活動は不可避だとしても、これに支配されてはならないと考えていた。庶民の力ではなく、指導者たるべき土地所有者の社会的責任と意識変革に希望を託したところに、彼の特徴がある。それは、古典古代に範をとった共和主義的伝統を継承するものだったのである。

このことが示すように、フレッチャーの改革構想は、当時進行しつつあった商業社会の趨勢からは大きく逸れたものであり、拡大発展を求める人々には受け入れられにくく、実現可能性が薄いものだった。しかし、彼は、どんなに空想的に見えても、正しい目的に役立つ根本的改革に挑戦する「分別と勇気」の必要性を訴えている。実行しやすいからといって、目的から外れた手段に安易に逃げ込んではいならない、というのである。

「こんな時代には、なされるべきことがどれほど少ないか、それをよく感じ取れる人はいません。しかし、実行しても目的に役立たないような手段を提示し、その役に立たない手段のために骨身を削ることは、すべての愚行のうち最大のものであると思います。このような対応は、一部はわれわれの置かれた不幸な状態についての無知から、しかし主に、精神の卑しさから起こります。この卑しさは、真の救済策が困難や危険のごくわずかな兆候を見せると、それを採用するのを妨げるのです。いかなる重要な目的をも、効果のない不釣り合いな手段によって実行することで満足することほど、個々の人間における分別と勇気の欠如を、あるいは時代と国民の墮落を示すものはありません。」(p. 186)

フレッチャーの示した構想は、彼のユートピアであったかもしれないが、現実の過酷な状況の中にあって、なお光を求めて努力するのを惜しまない探求者としての彼の一貫した立場を示している。それは、18世紀の現実においては実行不可能なものだったのであろうが、戦争を阻止する究極の方策として、時代を超えた教訓を示しており、現代においてこそ見直されなければならない示唆に富んだ内容であるように思われる。

## 参考文献

- 大倉正雄 [2000] 『イギリス財政思想史』 日本経済評論社。  
太田義器 [2003] 『グロチウスの国際政治思想』 ミネルヴァ書房。  
大沼保昭編 [1987] 『戦争と平和の法』 東信堂。  
生越利昭 [1991] 『ジョン・ロックの経済思想』 晃洋書房。  
竹本洋 [1981] 「アイルランド・プロテスタンティズムのナショナリズム」 堀越智編著『アイルランドナショナリズムの歴史的研究』 論創社。  
竹本洋 [1988] 「商業社会と統治」 田中正司編『スコットランド啓蒙思想研究—スミス経済学の視界—』 北樹出版。  
田中秀夫 [1991] 『スコットランド啓蒙思想史研究—文明社会と国制—』 名古屋大学出版会。  
田中秀夫 [1996] 『文明社会と公共精神』 昭和堂。  
辻本論 [2006] 「イングランドにおける常備軍の成立—ウィリアム三世期の常備軍論争—」 歴史学研究会編『歴史

学研究』第819号, 青木書店。

野原慎司 [2013] 『アダム・スミスの近代性の根源』 京都大学出版会。

林直樹 [2012] 『デフォーとイングランド啓蒙』 京都大学出版会。

ボルケナウ [1965] (水田洋他訳) 『封建的世界像から近代的世界像へ』 みすず書房。

マキャヴェッリ [1999] (永井三明訳) 『マキャヴェッリ全集2 ディスコルシ』 筑摩書房。

水田洋 [1954] 『近代人の形成』 第4版, 東京大学出版会, 1970年。

水田洋 [2014] 「ノミナリスト アダム・スミス: トマス・ホップズ (1588-1679) からアダム・スミス (1723-1790) への社会思想史的継承について」 『日本學士院紀要』 68 (3)。

村松茂美 [2013] 『ブリテン問題とヨーロッパ連邦—フレッチャーと初期啓蒙』 京都大学学術出版会。

山田園子 [2012] 「ジョン・ロックにおけるフランス旅行の衝撃」 岩井淳編著 『複合国家イギリスの宗教と社会』 ミネルヴァ書房。

Armitage, D. [2000] *The Ideological Origins of the British Empire*, Cambridge U. P. (平田雅弘・岩井淳・大西晴樹・井藤早織訳 『帝国の誕生—ブリテン帝国のイデオロギー的起源—』 日本経済評論社, 2005年)。

Armitage, D. [2013] *Foundations of Modern International Thought*, Cambridge U. P. (平田雅弘・山田園子・細川道久・岡本慎平訳 『思想のグローバル・ヒストリー』 法政大学出版局, 2015年)。

Augustine of Hippo, *On Free Choice of the Will*, ed. and trans. Thomas Williams (Indianapolis: Hackett, 1993) . (原正幸訳 「自由意志」 『アウグスティヌス著作集 (三)』 教文館, 1989年)。

Cicero, M. T. *De Officiis*, trans. by Walter Miller (Cicero's Works, XXI, Heinemann, 1961 (The Loeb classical library)) . (高橋宏幸訳 「義務について」 『キケロー選集 (九)』 岩波書店, 1999年)。

Cox, R. H. [1960] [1982] *Locke on War and Peace*, University Press of America.

Cranston, M. [1957] *John Locke, a Biography*, London, New York, Toronto.

Fletcher, A. [1732] [1997] *The Political Works of Andrew Fletcher, Esq.*, ed. by John Robertson, Cambridge U. P.

Grotius, H. [1625] *De Iure Belli ac Pacis Libri Tres*, the last revised edition, 1646, edited by James Brown Scott, with the English translation of it by Francis W. Kelsey, Oxford & London, 1925. (一又正雄訳 『戦争と平和の法』 復刻版, 酒井書店, 1996年)。

Hobbes, T. [1651] *Leviathan*, ed. by Richard Tuck, Cambridge U. P., 1993. (水田洋訳 『リヴァイアサン』 改訳版, 岩波書店, 1992年)。

Hont, I. [2005] *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*, Harvard U. P. (田中秀夫監訳 『貿易の嫉妬—国際競争と国民国家の歴史的展望』 昭和堂, 2009年)。

Locke, J. [1662-64] [1954], *Essays on the Law of Nature*, ed. by W. von Leyden, Oxford. (浜林正夫訳 『自然法論』 (世界大思想全集 社会・宗教・科学思想編2) 河出書房新社, 1962年)。

Locke, J. [1690a] [1975] *An Essay concerning Human Understanding*, in the *Clarendon Edition of the Works of John Locke*, ed. by Nidditch, vol. 1. (大概春彦訳 『人間知性論』 (岩波文庫) 全4巻, 1972-77年)。

Locke, J. [1690b] [1960] *Two Treatises of Government*, ed. by Peter Laslett, Cambridge U. P., repr. 1970. (伊藤宏之訳 『統治論』 柏書房, 1997年)。

Locke, J. [1693] *Some Thoughts concerning Education*, 5th ed. 1705, in by Astell (ed.), *The Educational Writings of John Locke*, Cambridge, 1968. 服部知文訳 『教育に関する考察』 (岩波文庫) 1967年。

Locke, J. [1695] [1824] *Reasonableness of Christianity, as delivered in the Scriptures*, in *The Works of John Locke in Nine Volumes*, vol. 6. (服部知文訳 『キリスト教の合理性』 国文社, 1980年)。

Locke, J. [1697] [1876] *A Report for Working School*, in Fox Bourn, *The Life of John Locke*, London, vol. 2. 岩田朝一 (抄訳) 「労働学校案」 『ロック教育思想の研究』 理想社, 1963年所収。

Locke, J. [1976-89] *The Correspondence of John Locke*, ed. by De Beer, 8 vols., Oxford, Clarendon Press.

Locke MSS., C. 30, e. 9.

Locke, J. [1997] *Political Essays*, ed. by Mark Goldie, Cambridge U. P. (山田園子・吉村伸夫訳 (抄訳) 『ロック政治論集』 法政大学出版会, 2007年。友岡敏明訳 『世俗権力二論』 (社会科学ゼミナール))。

- Pocock, J. G. A. [1975] *The Machiavellian Moment*, Princeton U. P.. (田中秀夫・奥田敬・森岡邦泰訳『マキャヴェリアン・モメント』名古屋大学出版会, 2008年)。
- Robertson, J. [1983] *The Scottish Enlightenment at the Limit of Civic Tradition*, Hont & Ignatieff eds. [1983], *Wealth and Virtue*, Cambridge. (水田洋・杉山忠平監訳『富と徳』未来社, 1990年)。
- Robertson, J. [1985] *The Scottish Enlightenment and the Militia Issue*, Edinburgh.
- Tuck, R. [1993] *Philosophy and Government 1570-1651*, Cambridge.
- Tuck, R. [1999] *The Rights of War and Peace, Political Thought and the International Order from Grotius to Kant*, Oxford U. P.. (萩原能久監訳『戦争と平和の権利』風行社, 2015年)。